

令和5年3月1日

日本溶接協会規格 **WES 9009-1** 「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生  
第1部：一般」改正案に対するパブリックコメント募集の結果について

一般社団法人 日本溶接協会 規格委員会

(一社)日本溶接協会は、標記 WES 改正案に対して、ウェブサイト上で広く皆様方のご意見を募集いたしました。意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、原案作成委員会で審議した結果、別添のとおり取りまとめましたのでご高覧のほどお願い申し上げます。

記

- 1 意見募集の結果：意見提出数 19 件
- 2 対応結果（別添）

お問い合わせ先：

(一社) 日本溶接協会 規格委員会 事務局

- ・FAX の場合 : 03 (5823) 5244
- ・郵送の場合 : 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20
- ・電子メールの場合 : e-mail : [kikaku@jwes.or.jp](mailto:kikaku@jwes.or.jp)

※電話によるお問い合わせには対応しかねますので、あらかじめご了承願います。

以上

## 日本溶接協会規格 WES 9009-1 「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生 第1部：一般」に寄せられたご意見への対応

No	頁・箇条・項・図表番号	コメント	訂正案	対応方針
1.	8ページ 表1	<p>ヒュームの「人体に及ぼす影響例」の中に、癌（もしくは肺がん）を加えるべきである。</p> <p>現在、溶接ヒュームは国際がん研究機関（IARC）によって Group 1（発がん性あり）に分類されており、（公社）日本産業衛生学会も、発がん性分類において第1群に指定している。</p>	表中の ヒュームの「人体に及ぼす影響例」の中に、「癌」もしくは「肺がん」を加える。	がんをヒュームおよび有害光に追記します。
2.	8ページ 表1	<p>ヒュームの「人体に及ぼす影響例」の中に、中枢神経障害を加えるべきである。</p> <p>先般の特化則改正により、溶接ヒュームの規準濃度は「マンガンとして 0.05 mg/m3」と定められた。これは、溶接ヒュームにばく露した作業者の間で神経機能障害を発症する報告が国内外で相次いだ為である。</p>	表中の ヒュームの「人体に及ぼす影響例」の中に、「中枢神経障害」を加える。	拝承します
3.	8ページ 144行 表1-危険・有害因子 が人体に及ぼす影響例	オゾンの毒性として最も重要なのは呼吸器に及ぼす影響（肺水腫、呼吸困難など）であり、SDSにも明記されているので、当該欄には「呼吸器への急性毒性」もしくは「呼吸器刺激性」を加えるべきである。	ガスの「人体に及ぼす影響例」として、「呼吸器への急性毒性」もしくは「呼吸器刺激性」を加える。	拝承します
4.	本体9ページ、 箇条148	アーク溶接の業務に係る特別教育において、アーク溶接に等を追加する。理由：「等」はアーク溶接だけでなくプラズマ切断などが含まれるため。	「アーク溶接等の業務に係る特別教育」のように等を追加する。	拝承します
5.	本体9ページ、 箇条149	<p>「プラズマ切断」を追加する。</p> <p>理由は同上</p>	「アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、プラズマ切断又はエアーアークガウジング」のように、プラズマ切断を追加する	拝承します
6.	本体10ページ、 箇条170	<p>「又は表3の講習を修了した者のうちから」を削除</p> <p>理由は、ガス溶接作業主任者の選任はガス溶接作業主任者免許を受けた者に限る</p>	「又は表3の講習を修了した者のうちから」を削除	拝承します
7.	本体10ページ 箇条176	<p>終了→修了に語句を修正</p> <p>理由は、講習の「しゅうりょう」は「修了」が適切</p>	終了→修了に語句を修正	拝承します

8.	本体 11 ページ 箇条 183	同上	同上	拝承します
9.	本体 11 ページ 箇条 193	安衛法第 60 条の 2 「安全衛生の水準の向上のための教育」を追加  理由:法に定めがありますので、見逃さないのがよろしいと思います。	安衛法第 60 条の 2 「事業者は、安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。」を追加することをお勧めします。	拝承します
10.	本体 11 ページ 箇条 198	「救急法」の訓練-->「救急蘇生法」の訓練に語句の修正  理由:救急救命士が到着するまでの処置は、「救急蘇生法」というので、この語句が適切です。	「救急法」の訓練-->「救急蘇生法」の訓練に語句の修正	拝承します
11.	本体 11 ページ 箇条 204	c) 「スラグ、スパッタの飛び込みによる眼の障害」において、レーザ光の眼の障害を追加する  理由:眼の障害でレーザ光は失明という重大災害となるので、レーザ光は見逃せません。	c) 「スラグ、スパッタの飛び込みによる眼の障害」において、レーザ光の眼の障害を追加して。c) 「スラグ、スパッタ、 <b>レーザ光</b> の飛び込みによる眼の障害」に訂正する。	拝承します
12.	本体 11 ページ 箇条 214	アーク光、アーク熱の間にレーザ光を追加する。  理由はレーザ光は失明という重大災害となるので、レーザ光は見逃せません。	「アーク光、アーク熱の間にレーザ光を追加し、「ヒューム、ガス、アーク光、 <b>レーザ光</b> 、アーク熱、スパッタ」と修正する。	拝承します
13.	本体 12 ページ 箇条 223	化学物質等安全データシート(MSDS)-→(SDS)の語句に訂正  理由:現在、安全データシートは MSDS ではなく SDS と言います	化学物質等安全データシート(MSDS)-→(SDS)の語句に訂正	拝承します
14.	本体 14 ページ 表 A.1 項目:事業者の講ずべき措置 条項:作業主任者	安衛則 「ガス溶接主任者」とありますが、作業主任者の「作業」が抜けています。	「ガス溶接主任者」→「ガス溶接 <b>作業</b> 主任者」の「 <b>作業</b> 」を追加。	拝承します
15.	本体 14 ページ 表 A.1 項目:事業者の講ずべき措置 条項:作業主任者	「特化則:特定化学物質作業主任者の選択・職務」第 27 条、第 28 条がありません。	「 <b>特化則:特定化学物質作業主任者の選択・職務</b> 」及び条項は <b>第 27 条、第 28 条</b> を追加	安衛則に係る内容について記載しております

16.	本体 14 ページ 表 A.1  項目:事業者の講ずべき措置 条項:第 22 条健康障害の防止、安衛則 保護具等	安衛則 保護具等において「呼吸保護具等」とありますが、呼吸用保護具の「用」が抜けています。	「呼吸保護具等」→「呼吸用保護具」の「用」を追加	拝承します
17.	本体 14 ページ 表 A.1  項目:型式検定、条項:第 44 条の 2、安衛法 別表 4	10.交流アーク溶接機用自動電擊防止装置において、10 号でなく 9 号です。	10.交流アーク溶接機用自動電擊防止装置→9.交流アーク溶接機用自動電擊防止装置と 10→9.に訂正	拝承します
18.	本体 14 ページ 表 A.1  項目:安全衛生教育、条項:第 59 条、安衛則	安衛則 雇入時の教育 第 35 条  において、作業内容を変更したときの教育がありますので、「雇入時等の教育」と「等」を入れるべきです。	「雇入時等の教育」と「等」を入れてください。	拝承します
19.	本体 19 ページ 表 A.6  特定化学物質障害予防規則	最終改正が令和 4 年 4 月 1 日厚生労働省令第 82 号となっていますが、最終改正は、令和 4 年 5 月 31 日 厚生労働省令第 91 号です。	最終改正を令和 4 年 4 月 1 日厚生労働省令第 82 号 →令和 4 年 5 月 31 日 厚生労働省令第 91 号に訂正	拝承します

以上